

地域密着型サービス（介護予防を含む）の指導監査について

1 実地指導について

地域密着型サービスの種類	R3.2月末 事業所数	H31年度 (件)	H30年度 (件)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	1	0
地域密着型通所介護	10	4	3
認知症対応型通所介護（共用型含む）	5	0	2
小規模多機能型居宅介護	4	1	1
認知症対応型共同生活介護	9	2	4
地域密着型特定施設入居者生活介護	3	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	2	1
介護予防認知症対応型通所介護（共用型含む）	5	0	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	4	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	9	2	4
合 計	54	14	19

2 文書指摘事項の概要

文書指摘とは：実地指導の結果、基準等の違反・不適切の状況から、是正又は改善を求めるため、事業者から「改善報告書」を提出させ、その改善状況を確認することが必要と判断したものの。

〈人員に関する基準〉

- ・（従業者の員数）（勤務体制の確保等）

〈運営に関する基準〉

- ・（地域密着型通所介護計画の作成）
- ・（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- ・(地域密着型施設サービス計画の作成)
- ・(内容及び手続の説明及び同意)
- ・(管理者の責務)
- ・(勤務体制の確保等)
- ・(非常災害対策)(設備に関する基準)
- ・(掲示)
- ・(会計の区分)
- ・(記録の整備)
- ・(変更の届出等)
- ・(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

〈介護給付費の算定及び取扱い〉

- ・(基本的事項)(諸加算)

3 口頭指摘事項の概要

口頭指摘とは：実地指導の結果、基準等の違反程度が軽微であり、「改善報告書」によらずとも改善が見込めると判断したもの（サービスの質の向上に資するものとして行う技術的な助言を含む）。

〈基本方針等〉

- ・(暴力団の排除)

〈運営に関する基準〉

- ・(認知症対応型共同生活介護計画の作成)
- ・(提供拒否の禁止)
- ・(入退居)
- ・(勤務体制の確保等)
- ・(その他)

4 まとめとして

平成 30 年度/平成 31 年度の実地指導は、特に「個別サービス計画の内容と実践」「記録の整備と保存」「非常災害対策」「衛生管理」「労務管理」等について重点に確認し、指導及び助言等を行った。

令和 2 年度（2020 年度）については、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、虐待等の緊急対応を除き、基本的に現場への立入を控えたため、実地指導は行っていない。

令和 3 年度については、4 月に改正省令が施行されること、「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」が示されていること等を踏まえ、また、コロナ禍の影響を図りながら実地指導を進める予定。

【改正省令の主な項目】 ①～⑨は全サービス共通の項目

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① 感染症対策の強化 | ⑥ 記録の保存等に係る見直し |
| ② 業務継続に向けた取組の強化 | ⑦ 運営規程等の掲示に係る見直し |
| ③ ハラスメント対策の強化 | ⑧ 高齢者虐待防止の推進 |
| ④ 会議や多職種連携における ICT の活用 | ⑨ 介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用 |
| ⑤ 利用者への説明・同意等に係る見直し | ⑩ 地域と連携した災害への対応の強化 |

【従来よりの留意すべき事項】

- ① 実効性のある個別サービス計画の作成と実施及びその評価
- ② サービスの効果を高めていくための記録の整備と情報共有
- ③ 非常災害時における避難誘導や従業者の行動指針を規定した災害等マニュアルの作成と周知及び訓練実施による当該マニュアルの検証
- ④ 日ごろからの衛生管理の徹底による感染症等の予防と拡散の防止
- ⑤ 転倒事故等を未然に防止するための環境整備（再点検と整備）
- ⑥ 入所（あるいは宿泊）サービスを提供している場合にあつては、特に火災予防や火災発生時の対策（環境整備を含む）